

委員会提出議案第1号

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成24年12月14日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 楠本 知子

橋本市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 橋本市議会委員会条例(平成18年橋本市条例第229号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 略</p>

第2条 橋本市議会委員会条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>(常任委員会の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</u></p> <p>第2条 議員は、<u>少なくとも1の常任委員となるものとする。</u></p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(特別委員会の設置等)</u></p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。</u></p> <p>3 <u>議長は、常任委員の申出</u>があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。</p> <p>4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第2項の例による。</p>	<p><u>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</u></p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(特別委員会の設置)</u></p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(委員の選任)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 <u>議長は、常任委員の申し出</u>があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。</p> <p>3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条(常任委員の任期)第2項の例による。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)附則第 1 条ただし書の政令で定める日から施行する。